

地域活動 8

問い合わせ先：渋谷区福祉部高齢者福祉課 電話 03(3463)1211（代）

渋谷区 認知症予防活動（ファシリテーターの育成）

渋谷区では、平成16年4月から、認知症予防を目的とした住民によるグループ活動のサポート的役割を果たす「ファシリテーター」の育成を行なっています。

区内には、現在までに17人が専門研修を受けており、うち13名が活動を実施しています。

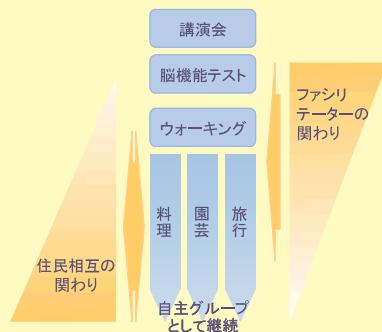
ファシリテーターは、区が主催する認知症予防の講演会と脳機能テストに参加した高齢者の「認知症予防グループ活動」に対する支援を担っており、ウォーキングや料理などの活動を通じて、グループ参加者が、「自らの脳で考え」「自分の体力や能力にあった課題に気付き」「目標を設定し」「主体的に活動していく」意欲を引き出す役割を果たしています。

このような活動を通して、グループ参加者には、脳機能テストやファイブ・コグ（集団用認知検査）の成績が向上するなどの効果が見られています。

また、ファシリテーターは、グループ活動をサポートするばかりではなく、研修を終えたばかりのファシリテーターに対する指導的な役割も担っています。

今後は、ファシリテーター同士の連携を深め、ファシリテーター自身が地域において主体的に活動を展開していくことも期待されています。

＜イメージ図＞



地域活動 9

問い合わせ先：小金井市福祉保健部介護福祉課 電話 042(383)1111（代）

小金井市 やすらぎ支援事業

小金井市では、平成15年6月から、地域の認知症高齢者とその家族の精神的な負担の軽減を目的として「やすらぎ支援事業」を実施しています。

この事業では、毎週1回2時間程度、ボランティアの支援員が軽度の認知症高齢者の住まいを訪問し、安否の確認などの見守りや話し相手などの活動を行っています。

支援員は、高齢者的心身に関する知識や認知症の基礎知識、接遇の基礎、緊急時の連絡などについて一定の研修を受け、「やすらぎ支援員」として登録されます。

平成18年2月現在、支援員には20名が登録しており、在宅介護支援センターの担当者が支援員の訪問日程や支援員と利用者及び家族との顔合わせの日時や場所の設定などを行っています。

事業を開始してから約2年半が経ち、市民に対する活動の認知も拡がっており、特に介護支援専門員には、このような介護保険サービス以外の地域のサービス資源も高齢者の生活の支援に積極的に活用していくという意識が徐々に広がってきています。

今後、「やすらぎ支援員」の養成やその活動を通して、地域における認知症の理解の促進がますます図られていくことが期待されています。

＜お話し相手の様子＞



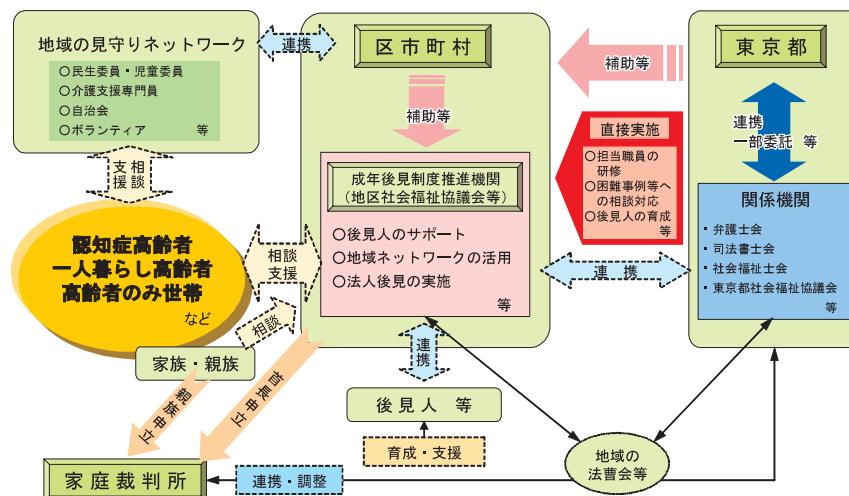
*イメージ

2 成年後見制度の活用、地域福祉権利擁護事業の普及

高齢者の自己決定の権利を保障していくためには、認知症などにより判断能力が不十分になったとき、自分自身の意思を代弁し、その権利を擁護する仕組みが整備されていることが重要です。特に認知症の場合、早期に症状を発見し、適切な対応をとることにより、その後の人生を自分自身であらかじめ設計し、決定しておくことが可能になります。

都は、認知症等により判断能力が不十分となった高齢者や一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯への支援のため、成年後見制度の活用の促進、地域福祉権利擁護事業の着実な実施を引き続き図っていきます。

＜成年後見活用あんしん生活創造事業＞



【主な施策】

・成年後見活用あんしん生活創造事業【福祉保健局】

成年後見制度の積極的な活用を図るため、区市町村が行う成年後見制度推進機関の設置などの取組を支援するとともに、制度の普及に向けたPRや研修などを実施します。

・地域福祉権利擁護事業【福祉保健局】

認知症高齢者等の判断能力が十分といえない方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用にあたって必要な手続きや日常的な金銭管理などについての支援を行います。なお、本事業は本人との契約により実施されるため、内容を理解し、契約を締結することができる程度の判断能力のある方を対象とします。

・福祉サービス総合支援事業【福祉保健局】

福祉サービスの利用相談や苦情・権利侵害への対応など福祉サービスの利用者等に対する支援を、住民に身近な区市町村で総合的・一体的に実施するための体制を引き続き整備していきます。なお、都では、国の対象に加え、要支援・要介護高齢者などの支援が必要と認められる高齢者などにも対象を拡大して実施しています。

第3節 高齢者虐待への対応

高齢者虐待は、家族等の介護疲れなどに起因するストレスの増大や、高齢者の認知症による言動の混乱、家庭内における精神的・経済的な依存関係などのバランスが崩れることなど、様々な要因が重なり合って発生します。

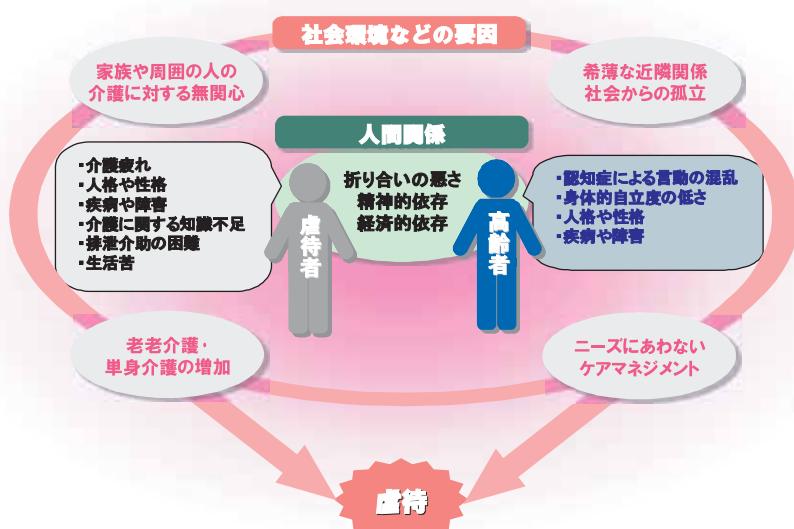
特に都市部においては、近隣との付き合いが少なく家族が問題を抱え込みやすい傾向にあることや、家族の単位が小さくなることにより人間関係が閉塞化し負担が集中しやすい傾向にあることなどの社会環境も大きな要因となっています。

また、家庭内における虐待のほか、介護保険施設や居宅介護サービスなど、高齢者の生活を支えるサービスに従事する者による虐待も問題となっています。

虐待の発生を防止し、その深刻化を防ぐためには、「高齢者虐待は身近に起こりうる問題である」との認識を持つとともに、予防的に相談や支援ができる仕組みづくりや、虐待が行われていると思われる状況に早期に気づき、専門機関などを含めた地域のネットワークで対応していくことなどが大切です。

都は、平成18年4月から施行される「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」も踏まえ、引き続き高齢者虐待の防止と対応策について取組を進めていきます。

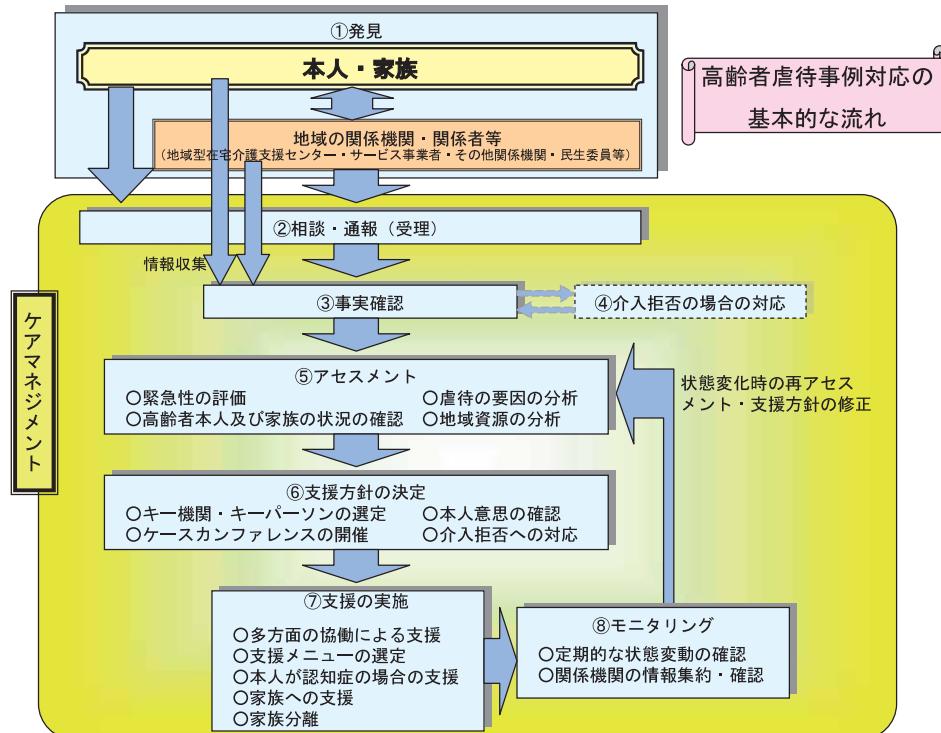
<高齢者虐待の背景>



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「『高齢者虐待防止』パンフレット」（平成17年3月）

＜東京都高齢者虐待対応マニュアル＞

都は、平成17年度に区市町村職員や事業者などを対象とする「東京都高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、「高齢者虐待防止ネットワーク」を含む体制整備のあり方や、具体的な事例への対応に関する基本的な流れ（下図参照）などをとりまとめました。



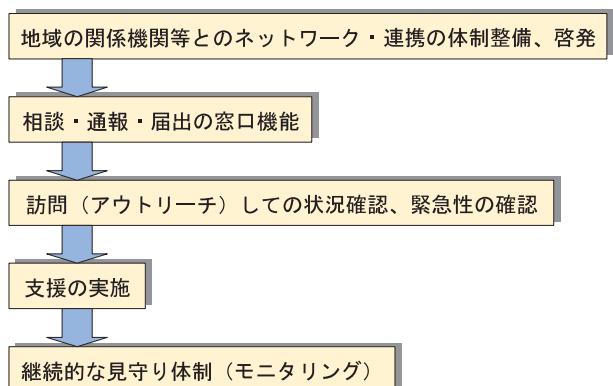
資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（平成18年3月）

＜地域包括支援センターに求められる機能＞

地域包括支援センターは、地域における総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメントの支援を担う機関であり、高齢者虐待への対応では、「地域における有効なネットワークの構築と運営」

「ネットワークの構成員に対する普及啓発活動」「総合相談窓口」「高齢者虐待への対応におけるコーディネート」

「介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援」などの役割を果たします。



資料：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」

【主な施策】

• 長寿社会総合対策（実態把握活動・保護活動・取締りの推進）【警視庁】

関係機関との連携や高齢者からの相談などから虐待の実態を把握し、関係機関と連携して、要保護高齢者の早期保護と虐待事案の取締りを推進します。